

# 経済産業省

輸出注意事項 22 第 26 号  
平成 22・07・07 貿局第 3 号

外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部を改正する通達を次のように制定する。

平成 22 年 7 月 15 日

経済産業省貿易経済協力局長 柴生田 敦夫

外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部を改正する通達

外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成 4 年 12 月 21 日付け 4 貿局第 492 号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成4年12月21日付け4貿局第492号）

改 正 案		現 行	
<p>(略)</p> <p>1 役務取引許可の対象 (略)</p> <p>2 役務取引の許可</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 役務取引の許可</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の履行の観点から、輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。)別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号イからハまで又は第三号イからタまでのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術を提供することを目的とする取引であって、「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号)(以下「運用通達」という。)別表第1の別紙の(注3)の に定める「はの地域」及び に定める「はの 地域」以外の地域(イランを除く。)において提供するものについては、役務取引の許可を行わない。</p> <p>(d) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>3 税関長の確認等 (略)</p> <p>別紙1</p>		<p>(略)</p> <p>1 役務取引許可の対象 (略)</p> <p>2 役務取引の許可</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 役務取引の許可</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の履行の観点から、輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。)別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号イからホまで又は第三号イからタまでのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術を提供することを目的とする取引であって、「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号)(以下「運用通達」という。)別表第1の別紙の(注3)の に定める「はの地域」及び に定める「はの 地域」以外の地域(イランを除く。)において提供するものについては、役務取引の許可を行わない。</p> <p>(d) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>3 税関長の確認等 (略)</p> <p>別紙1</p>	
外為令別表の項	外為令別表中解釈を要する語	解	釈
外為令別表の項	外為令別表中解釈を要する語	解	釈

1 ~ 9	(略)	(略)
1 0	(略)	(略)
	磁力計	(略)
	(削る)	(削る)
1 1	(略)	(略)
	フルオーソリティーデジタルエンジン制御するための装置	航空機用ガスタービンエンジンのためのデジタル電子制御装置であって、エンジンの始動から停止までの間（エンジンが正常に稼働しているか、故障しているかを問わない。）、本装置の全作動域にあるエンジンを自律的に制御することができるものをいう。
1 2	(略)	(略)
1 3	(略)	(略)
	フルオーソリティーデジタルエンジン制御するための装置	1 1の「フルオーソリティーデジタルエンジン制御するための装置」の解釈に同じ。

1 ~ 9	(略)	(略)
1 0	(略)	(略)
	磁力計	(略)
	システムトラック	コンピュータ処理され、レーダー目標データの飛行計画で示された位置との相関がとられ、逐次かつ瞬時に更新される航空機の飛行位置情報であって、航空交通管制センターの管制員が利用可能なものをいう。
1 1	(略)	(略)
	フルオーソリティーデジタルエンジン制御	航空用ガスタービン又は複合サイクルエンジンのためのデジタル電子制御装置であって、エンジンの可動式案内翼、排気ノズル、抽気弁等、エンジンの推力や軸出力を調整するために必要とされる可変部位等を制御することにより、エンジンの性能を向上させる装置をいう。
1 2	(略)	(略)
1 3	(略)	(略)
	フルオーソリティーデジタルエンジン制御	1 1の「フルオーソリティーデジタルエンジン制御」の解釈に同じ。

14 ~ 16	(略)	(略)
------------	-----	-----

別紙2 ~ 別紙4 (略)

14 ~ 16	(略)	(略)
------------	-----	-----

別紙2 ~ 別紙4 (略)